

# 令和7年度 障害児通所支援事業者等集団指導

令和7年8月 寝屋川市福祉部指導監査課

# 説明する内容について

- ① 業務管理体制の整備と届出
- ② 障害福祉サービス等情報公表に係る手続
- ③ 主な指導事項
- ④ 近年の基準改定事項
- ⑤ ガイドラインの改訂等
- ⑥ 報酬請求における主な注意事項
- ⑦ 虐待防止に向けた取組

# ①業務管理体制の整備と届出

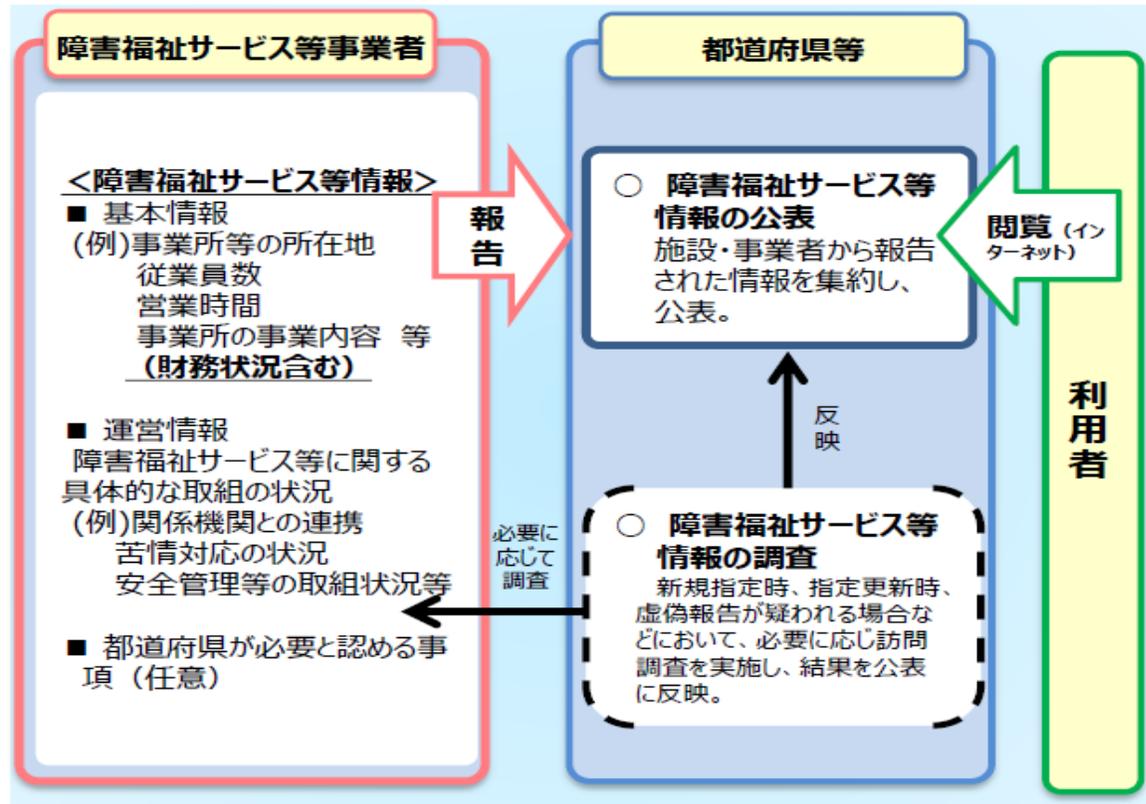
- 平成24年4月1日から義務化
- 事業者が整備する業務管理体制

事業所数 1~19	事業所数 20~99	事業所数 100以上
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
	法令遵守規程の整備	法令等遵守規程等の整備
		自主監査の実施

※事業所数は、サービスごとに数える。

- 寝屋川市内のみに事業所を有する場合は寝屋川市に、それ以外は大阪府又は厚生労働省に届出が必要。届出先が変更になる場合は、双方に届出が必要
- 法令遵守責任者を変更した場合は、変更届の提出が必要
- 対象事業者には、運営指導と一体的に一般検査を実施

## ②障害福祉サービス等情報公表に係る手続



- 利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的にした、以下の仕組み
  1. 事業者 : サービス内容等を報告
  2. 寝屋川市 : 報告内容を公表
- 手順 :
  1. 寝屋川市に法人・事業所基本情報を報告 (登録用紙の提出)
  2. 情報公表システム (WAMNET) からログインID・PWが通知され次第、事業所詳細情報を入力
  3. 入力内容を確認後、寝屋川市に報告

※手続されていない事業者は、速やかに申し出てください。

令和6年度改定において**情報公表未報告減算が新設**されています。



## 行政処分事例

- 令和5年度行政処分事業所内訳（サービス種別）においては、  
「放課後等デイサービス」が最も多く「児童発達支援」も3番目に多い。
- 令和5年度行政事由の適用状況においては、「不正請求」が最も多い。

【出典：厚生労働省「障害者支援施設等に係る指導監査の実施状況等の報告」】

※その他、人員・運営等基準違反や虐待があった場合などは、厳しく対処します。

# 児童発達支援管理責任者の資格

- 令和3年度までに基礎研修を修了した者については、実践研修を修了していなくても、基礎研修修了日後3年間は、児童発達支援管理責任者としてのみなし配置が可能

→ 3年間経過後も実践研修を受講していない。

- やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者を欠いている場合は、みなし配置が可能

→ みなし配置期間経過後も児童発達支援管理責任者を配置できていない。

- 旧体系の児童発達支援管理責任者研修修了により、配置

→ 更新研修を受講していない。

※これらに該当する場合は、**児童発達支援管理責任者の未配置=人員基準違反**となり翌々月から減算が適用されます。また、人員欠如減算に該当する場合は、児童指導員等加配加算の算定ができません。

## 各種マニュアルの整備・報告等様式の整備

- 事故発生時はもちろん、感染症や苦情への対応は・・・
  - × 従業者が個々で 対応
  - 事業所が組織的に対応
- そのために、「各種マニュアルの整備、記録の様式の整備」が大切
- 事故報告や苦情の報告を受けたときは、その内容について、従業者に周知し、従業者間で再発防止策の検討すること。

# 事故発生時の対応

- 事故が発生した場合は、必要な措置（医療機関への搬送など）を講じた上で速やかに、市町村・家族等に連絡
- 事故等については、軽微なものであっても記録
- 事故の内容によっては、損害賠償の実施
- 事故後の検証、要因分析と再発防止の取組を実施し、マニュアルへの反映、従業者間での共有

※市町村への報告が必要な事故の一例

死亡事故、意識不明、治療期間が1か月を超えるケガ、誤食、誤薬、集団感染、利用者の行方不明（行方不明の時間は問わない）

## その他運営指導における指導事項

- 事業所の従業者であることについて、書面（雇用契約書等）による位置付けがされていない
- 従業者の秘密保持について、書面（誓約書等）による義務付けがされていない
- 従業者の健康管理（健康診断結果の確認等）が行われていない
- 利用者の個人情報の使用について、書面による同意を得ていない
- 利用者の受給者証の内容を確認していない、又は写しを取得していない
- 重要事項説明書及び運営規程の整合がとれていない、又は実態と相違している
- 提供するサービスに係る重要事項が提示されていない
- 従業者に対する研修が実施されていない、又は不十分である など

※詳しくは「令和6年度運営指導における主な指導事項」を御覧ください。

# ④近年の基準改定事項

## 令和3年度改定① 感染症対策の強化

- 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付け



- 感染症対策委員会の設置
  1. メンバーは、幅広い職種により構成
  2. おおむね3か月に1回以上、定期的で開催＋随時開催（オンライン開催も可）
  3. 結果を従業者に周知徹底
- 感染症予防等対策指針の整備 … 平常時の対策及び感染症発生時の対応を規定

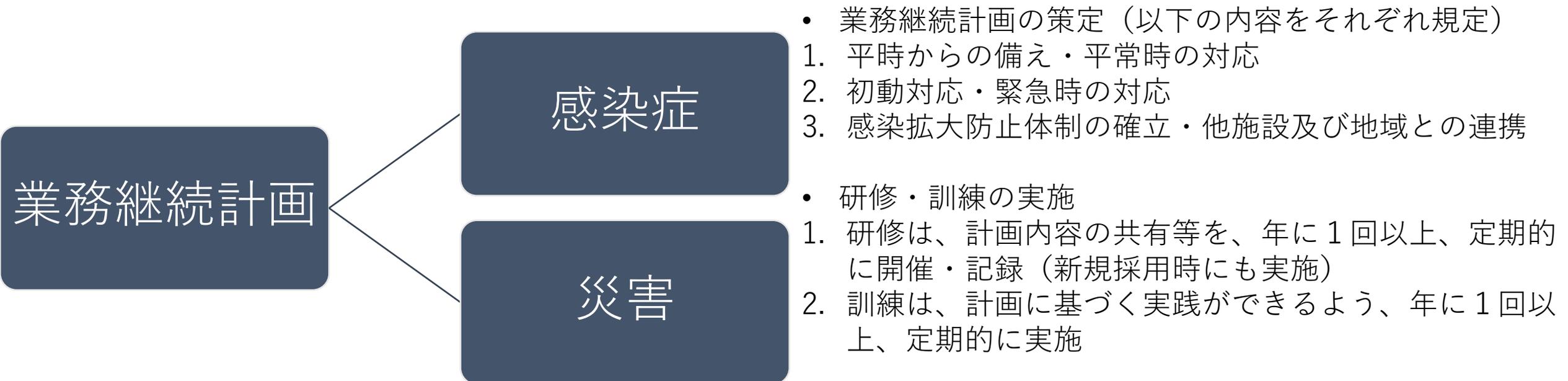
- 感染症予防等の研修・訓練の実施
  1. 研修は、指針に基づき、プログラムを作成の上、年に2回以上、定期的で開催・記録
  2. 訓練は、指針・研修に基づく実践ができるよう、年に2回以上、定期的実施



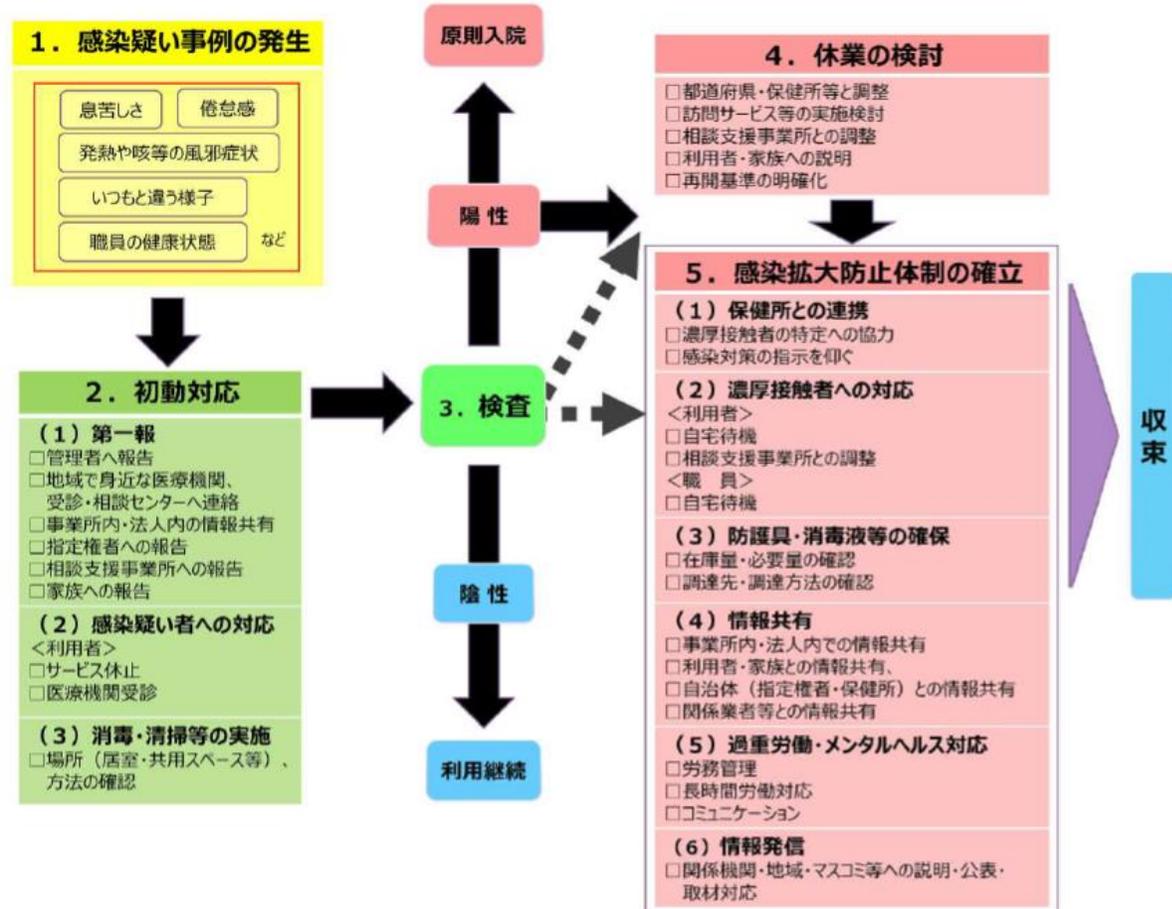
# 令和3年度改定② 業務継続に向けた取組の強化

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付け

※令和6年度改定において、**業務継続計画未策定減算**が新設されました。



# 新型コロナウイルス感染疑い事例発生時の対応フローチャート（通所系）



# 自然災害（地震・水害等）BCPのフローチャート



【出典：厚生労働省

「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」】

# 令和3年度改定③ 適切な職場環境維持

- 障害福祉の現場において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持（ハラスメント対策）を求めるもの

## 1. 方針の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発



## 2. 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談への対応の窓口（相談に対応する担当者）をあらかじめ定め、従業者に周知

# 令和5年度改定① 安全計画の策定等

• 以下の内容を義務付け

1. 障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検等の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（安全計画）の策定
2. 従業員に対する、安全計画の周知、研修及び訓練の定期的な実施
3. 保護者に対する、安全計画に基づく取組の内容等の周知

事業所安全計画例

(別添資料3)

○安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（敷地コースや緊急避難経路等）の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
点検の機関等						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検の機関等						

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期間	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 午睡	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 食事	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> プール・水遊び	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 園外活動	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> バス送迎（未実施している場合のみ）	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 送迎（※必要に応じて策定）	年 月 日	年 月 日	
災害時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
119番対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
救急対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
不審者対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	

○訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難訓練等 ※1						
その他 ※2						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難訓練等						
その他 ※1						

※1 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応（心臓蘇生法、気道内異物除去、AED・エビソックの使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見直しと防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者

○児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（事業所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
乳児・1歳以上3歳未満児				
3歳以上児				

(2) 保護者への説明・共有

	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月

(3) 職員への研修・講習（事業所内実施・外部実施を明記）

	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加予定にかかわらず記入する

--

○再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の取組・分析及び対策とその共有の方法等）

--

○その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、要時講習システムを活用した安全管理等）

--

▲ 事業所安全計画例

※策定した安全計画については、定期的な見直しが必要です。

## 令和5年度改定② 所在確認

- 事業所外での活動等のための移動など、障害児の移動のために自動車を運行するときは、乗降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認すること。

※名前、人数の確認により、児童全員の所在の確認をしてください（児童が行方不明となる事態（事業所外の活動先、途中休憩のパーキングなどでの自動車の乗せ忘れ）や、自動車から降ろし忘れるなどの危険を防ぐことができます）。

※①・②は、障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）を行う事業者が対象となります。



## 令和5年度改定③ 安全装置に係る義務付け

- 障害児の送迎用の自動車を運行する場合は、当該自動車のブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の所在確認をすること。

※安全装置を装備する義務のある車両は、原則、**座席が3列以上ある自動車**です。

※③は、児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業者が対象となります。

## ⑤ガイドラインの改訂等

- 令和6年7月、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドラインが見直されるとともに、保育所等訪問支援ガイドラインが新たに定められた。
- いずれのガイドラインにおいても、「事業所は、こども施策の基本理念※等へのとおり、特別な支援や配慮を要するこどもであるか否かに関わらず、権利行使の主体であるこども自身が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあることを指すウェルビーイングを主体的に実現していく視点を持ってこどもとその家族に関わらなければならない」こととされている。

※「こども施策の基本理念」・・・「全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと」など、6つの理念を指します。

# 個別支援計画全般に係る留意点

- 個別支援計画の作成に当たっては、こどもの意思の尊重（年齢及び発達の程度に応じた意見の尊重等）及びこどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要
- こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要。「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。
- 5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援を行うことが必要
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載すること。
- アセスメントに基づくこどもの状態像の把握を適時に行いながら、PDCA サイクルにより支援の適切な提供を進めることが必要

# 支援プログラムの作成及び公表

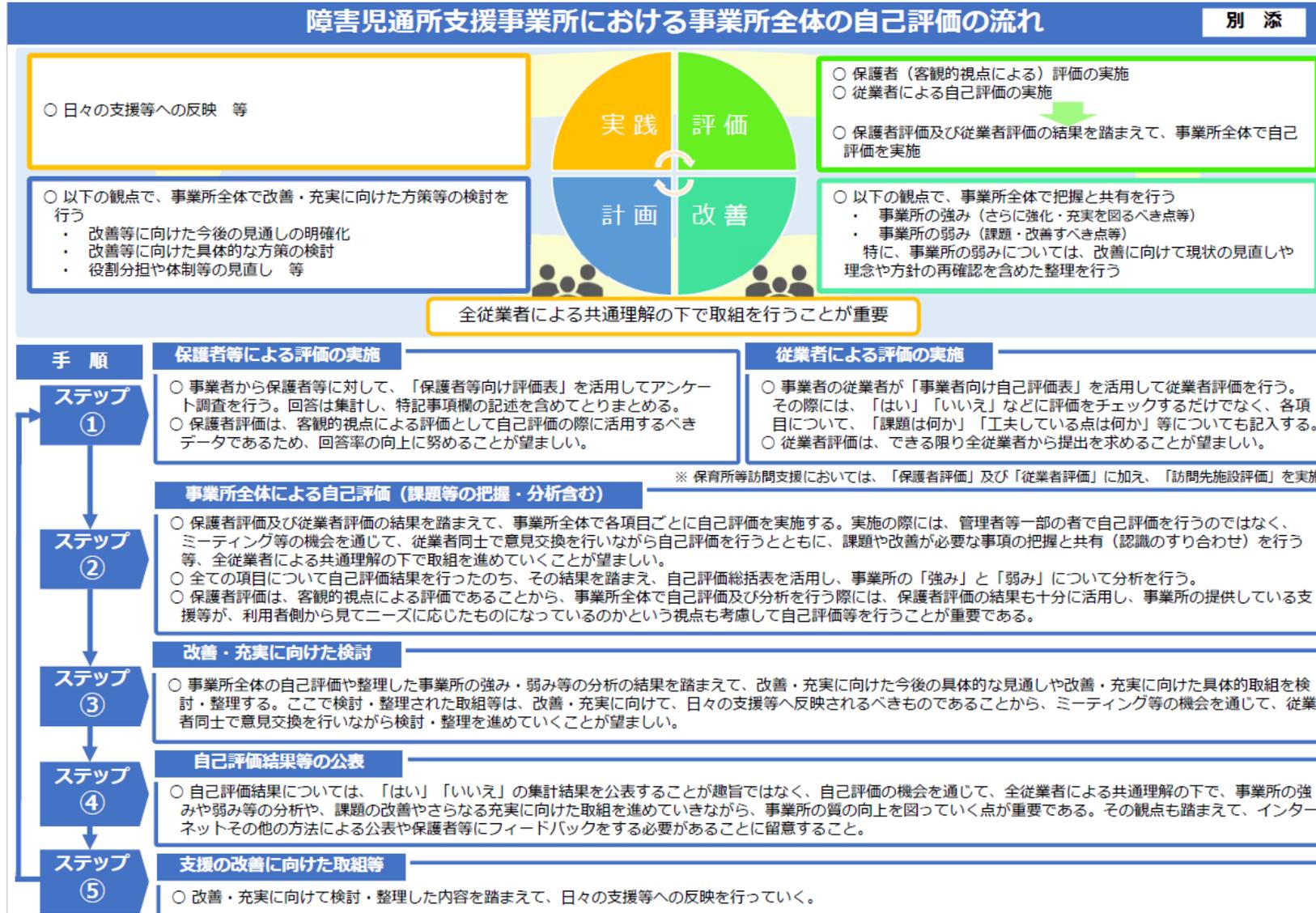
- 令和6年度改定において、総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図るため、5領域との関連性を明確にした、事業所における支援の実施に関する計画（以下「支援プログラム」という。）を作成し、公表することが求められることとなった。
- 作成に当たっては、事業所における基本情報6項目、支援内容6項目の合計12項目を網羅した内容とすること。
- 事業所のホームページに掲載する等、インターネットの利用その他の方法により広く公表するとともに、公表方法及び公表内容を寝屋川市に届け出ること。

事業所名		支援プログラム（参考様式）				作成日	
法人（事業所）理念							
支援方針							
営業時間		時	分から	時	分まで	送迎実施の有無	あり なし
支 援 内 容							
本人支援	健康・生活						
	運動・感覚						
	認知・行動						
	言語コミュニケーション						
	人間関係 社会性						
家族支援				移行支援			
地域支援・地域連携				職員の質の向上			
主な行事等							

## ▲ 支援プログラム参考様式

※児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援を行う事業者のうち、未届けの事業者は、速やかに届け出てください（**支援プログラム未公表減算**が適用されます）。

# 事業所全体の自己評価の流れ



※児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を行う事業者のうち、未公表の事業者は、速やかに公表してください（**自己評価等未公表減算**が適用されます）。

## ⑥報酬請求における主な注意事項

- 時間区分ごとの単価の取扱い
- 児童指導員等加配加算
- 専門的支援体制加算
- 専門的支援実施加算
- 家族支援加算
- 子育てサポート加算
- 延長支援加算
- 訪問支援員特別加算

※時間の都合上、要点を絞ってお伝えしますので、詳細な要件等は、各自、報酬告示、留意事項通知、Q&Aを確認してください。

※各加算の算定に当たっては、適切な記録が必要になります。

# 時間区分ごとの単価の取扱い

1. 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）及び放課後等デイサービスについては、サービス提供時間に応じた報酬を算定
2. 「サービス提供時間」とは、現にサービスの提供に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間として、あらかじめ当該計画において定めたもの
  - 時間区分 1：30分以上、1時間30分以下
  - 時間区分 2：1時間30分超、3時間以下
  - 時間区分 3：3時間超、5時間以下

※放課後等デイサービスの「時間区分3」は、学校休業日のみ算定可能です。

※サービス提供時間として定めた時間と、実時間が相違する場合は以下のとおり取り扱います。

1. 事業所の都合により支援が短縮されたとき・・・現にサービスの提供に要した時間
2. 障害児やその保護者の事情により支援が短縮されたとき・・・あらかじめ個別支援計画において定めた時間
3. 個別支援計画が未作成、当初利用する予定がなかった日に支援を提供するとき・・・30分以上1時間30分以下の区分（当初利用する予定のない日に支援を提供する場合について、そのような利用の想定及び支援の提供時間について個別支援計画に記載することにより、当該支援の提供時間に応じた時間区分での算定が可能）

# 児童指導員等加配加算

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（専門的支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置した場合に算定

児童指導員等	常勤専従		常勤換算	
	経験5年以上	経験5年未満	経験5年以上	経験5年未満
その他従業者	常勤換算			

※児童指導員等とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員（研修修了者）、強度行動障害支援者養成研修（基礎）修了者をいいます。

※経験年数は、児童福祉事業（幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導に従事した経験を含みます。）に従事した経験年数をいいます。

※異なる職種で常勤換算を満たす場合の取扱いは、以下のとおりです。

- 児童指導員等で経験年数5年以上の職員と、経験年数5年未満の職員とで常勤換算1以上となる場合は、経験年数5年未満の児童指導員等の区分で算定
- 児童指導員等の職員と、その他従業者の職員とで常勤換算1以上となる場合は、その他従業者の区分で算定

# 専門的支援体制加算

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、理学療法士等による支援が必要な障害児への支援や、障害児の家族等に対して障害児との関わり方に関する助言等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置（常勤換算による配置）し、サービスを行った場合に算定

※理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（5年以上）、児童指導員（5年以上）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいいます。

※保育士、児童指導員の経験年数については、**当該職種としての期間のみ算入**することができます。  
また、保育士、児童指導員の経験年数には、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験は含まれません。  
(**児童指導員等加配加算における経験年数の考え方と異なることに注意**してください。)

※個別支援計画を作成していない障害児については算定できません。

# 専門的支援実施加算

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合に算定

※理学療法士等の定義は、専門的支援体制加算の定義と同じです。

※個別支援計画の内容を踏まえ、専門的な見地から5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うために「専門的支援実施計画」を作成し、計画に基づいた支援を行ってください。また、障害児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行ってください。

※専門的支援実施計画の作成及び見直し時に当たっては、対象児及び保護者に内容を説明し、同意を得てください。

※専門的支援は、個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で小集団（5人程度まで）による実施も可能です。また、対象児ごとに支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録を作成してください。

※専門的支援の提供時間は、少なくとも30分以上を確保してください。

※算定限度回数については、以下のとおりです。

- 月12日以上の利用の場合 限度回数 6回/月
- 月12日未満の利用の場合 限度回数 4回/月
- 月6日未満の利用の場合 限度回数 2回/月（放課後等デイサービスのみ）

# 家族支援加算

障害児通所支援については、家族等に対して、以下のとおり個別又はグループにより、相談援助等を行った場合に算定

## 1. 家族支援加算Ⅰ（個別の相談援助）

あらかじめ保護者の同意を得て個別支援計画に位置付けた上で、以下のいずれかの方法により計画的に相談援助を行った場合に算定（月に4回まで）

- ① 居宅の訪問
- ② 事業所内で対面
- ③ テレビ電話装置等の活用

※突発的に生じる相談援助（家族等からの電話に対応する場合）は対象外です。

## 2. 家族支援加算Ⅱ（グループの相談援助）

あらかじめ保護者の同意を得て個別支援計画に位置付けた上で、以下のいずれかの方法により計画的に相談援助を行った場合に算定（月に4回まで）

- ① 事業所内で対面
- ② テレビ電話装置等の活用

なお、グループの相談援助は、ペアレントトレーニングや、保護者同士のピアの取組の実施によることが想定されるため、トレーニングの知識や家族への支援等に関する一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい。

※家族支援加算Ⅰ・Ⅱは、同一日において、また、サービス提供日以外に実施した場合にも算定可能です（居宅訪問型児童発達支援においては、居宅訪問のサービス提供日以外に限り算定）。

# 子育てサポート加算

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、障害児の家族の障害特性への理解と養育力の向上につながる観点から、家族等に対して、障害児への支援と合わせて、障害児の支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助等の支援を行った場合に算定（月4回まで）

※あらかじめ保護者の同意を得て個別支援計画に位置付けた上で、計画的に実施してください。

※対象児のサービス提供時間帯を通じて、家族等が直接、支援場面の観察や参加等をしてください。ただし、家族等が直接同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により支援場면을観察しながら、対象児に支援を提供する従業者とは異なる従業者が相談援助等を行うことも可能です。

※それぞれの対象児及び家族等の状態に応じて、当該対象児及び家族等と、支援を行う者などが協働して取り組むことが重要であることから、支援場面の観察等の際の一方的な説明や指示、複数の家族等への一斉指示、報告ではなく、個別に対象児の状況や支援内容を説明し、相談対応を行うなど、丁寧な支援を行ってください。

※複数の障害児及び家族等に対して支援を行う場合は、それぞれの家族等の状態に応じた個々の支援が可能な体制を確保してください。また、1人の従業者について、最大5世帯までを基本とします。

※子育てサポート加算を算定する時間帯の相談援助については、家族支援加算の算定（併用）はできません。

# 延長支援加算

児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することと合わせて、延長支援加算が見直され、一定の時間区分を超えた時間帯の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として評価

※延長支援加算の算定に当たっては、障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由があり、あらかじめ保護者の同意を得た上で、延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を個別支援計画に位置付けて行うものであることが必要です。

なお、延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にあっては、本加算の算定を可能とします。また、急な延長支援を行う状況が継続する場合は、個別支援計画の見直しが必要です。

※延長支援時間は、1時間以上で設定してください（送迎時間は含まれません）。

※延長支援時間における障害児の数が10人以下の場合は、2人以上の従業者を配置してください（1人以上は基準上配置が必要な従業者としてください）。

# 訪問支援員特別加算

居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援において、支援の充実を図る観点から、配置のみでなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直し

- 訪問支援員特別加算Ⅰ・Ⅱ（加算対象職員の実務経験年数の違い）  
いずれも、保育士、児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は看護職員で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置し、当該職員が支援を行う場合に算定

※各資格を取得後に障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事する期間の実務経験が必要です（**児童福祉事業に従事した経験年数、資格取得前の期間は含まれないことに注意**してください）。

※児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員の場合は、当該職種として配置された日以後の従事期間の実務経験が必要です。

# ⑦虐待防止に向けた取組

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法。H24.10.1 施行）において、以下のとおり定義等されている。

- 「障害者」…身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

※障害者手帳の有無は問いません。

- 「障害者虐待」…「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」を含む。

※「障害者福祉施設」には、**障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業**も含まれます。

- 「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」…次の5類型

①身体的虐待 ②放棄・放置性的虐待 ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待

# 障害者虐待防止法に基づく報告等

- 障害者虐待防止法において、「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付け

※「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」における具体的スキーム



- 一方で、虐待が疑われる事例を発見しても市町村に通報や相談をしないことがある。

## 背景

- ① 虐待が疑われる事例があったが、隠そうとした
- ② 施設・事業所として「虐待ではない」と判断した など

※「虐待があったかどうか」は、通報等を受け、市町村が調査した結果、決定されますので、虐待が疑われる事例を発見したときは必ず、援護市に報告、相談等をしてください。

# 身体拘束廃止未実施減算

- 以下の身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合に適用される。
- ① やむを得ず身体拘束を行う場合の記録
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ④ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施

# 虐待防止措置未実施減算

- 以下の虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合に適用される。
- ① 虐待防止委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底
- ② 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施
- ③ 虐待防止措置を適切に実施するための担当者を配置



- 詳細な内容や、各事業のガイドライン等については、こども家庭庁のホームページを御参照ください。

こども家庭庁「障害児支援施策」

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/>



- また、指定申請の標準様式等が厚生労働省のホームページに掲載されており、寝屋川市においても令和7年10月からの活用を予定していますので併せて御参照ください（令和8年3月までは、旧様式で作成された申請書も受理することとします）。

厚生労働省「指定申請等の標準様式等」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/seisansei/youshiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/seisansei/youshiki.html)



ご清聴  
ありがとうございました



本日は、御多忙の中、お越しいただき、  
ありがとうございました。